

福祉サロン等事業補助金交付取扱要領

(目的)

第1条 この事業は、ひとり暮らし高齢者及び虚弱の高齢者等が気軽に集えるサロン等を開設し、大山地区住民とのふれあいの中で孤立感の解消、心身機能の維持と向上を図ることを支援するとともに、大山地区住民が福祉活動に参加し、明るく住みよい福祉のまちづくりを推進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、大山郷づくり協議会（以下「郷協」という。）及び大山地区内各自治会（以下「自治会」という。）並びに郷協が認めた大山地区内の福祉等ボランティア団体（以下「団体」という。）とする。

2 自治会及び団体は、事業の継続に努めなければならない。

3 この事業の目的を達成するため、郷協は自治会及び団体と緊密な連携を図り、事業の円滑な推進に努めなければならない。

(実施回数)

第3条 この事業の実施回数は、郷協と協議し決定するものとする。

(実施場所)

第4条 この事業の実施場所は、自治会の公民館等とする。

(実施内容)

第5条 この事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 基本事業（毎回）

ア 茶話会

イ レクリエーション（福祉サロン）

(2) 選択事業

ア 健康チェック

イ 昼食の提供

ウ 趣味教養講座

エ 健康教室

オ 介護予防体操（デカボ一体操等）

(3) その他、この事業の目的達成のための必要な事業

(対象者の範囲)

第6条 この事業の対象者の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業を実施する自治会に在住し、概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者、
高齢者所帯及び家に閉じこもりがちな高齢者
- (2) その他、会長が必要と認めた者

(利用者数)

第7条 この事業を行うための利用者数は、郷協と協議し決定する。

(事業推進のための助言及び協力)

第8条 この事業を推進するため、次の各号に掲げるものの助言及び協力を得るものとする。

- (1) 自治会長
- (2) 民生児童委員
- (3) 民生児童協力委員
- (4) 福祉委員
- (5) 愛育班員

(補助期間)

第9条 この事業の補助期間は、1年とし継続するものとする。

(補助金の金額)

第10条 この事業を実施するため、自治会及び団体へ予算の範囲内で別表1に掲げる額を上限とし補助する。

- 2 前項に規定する補助の対象経費は、別表2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第11条 前条の規定による補助金の交付を受けようとする自治会及び団体は、補助金交付申請書(様式第1号)、事業計画書(様式第2号)及び収支予算書(様式第3号)を郷協会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第12条 会長は、前条の規定による補助金交付申請書等を審査し、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定する。

- 2 会長は、交付決定の内容を補助金交付決定通知書(様式第4号)により、自治会及び団体に通知する。

(補助金の請求)

第13条 会長は、前条の規定による交付決定を通知した自治会及び団体から提出される補助金請求書(様式第5号)により、補助金を交付する。

(実績報告)

第14条 自治会及び団体は、事業完了後、速やかに補助事業実績報告書(様式第6号)、事業報告書(様式第7号)及び収支決算書(様式第8号)を会長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第15条 会長は、前条の規定による補助事業実績報告書等に基づき、使途等が第5条に規定する事業内容と著しく異なるときは、補助金の一部又は全部の返還を求めることができる。

(その他)

第16条 この取扱要領に定めるもののほか、必要な細目は会長が別に定める。

附 則

この取扱要領は、平成28年8月11日から施行する。

別表1（第10条関係）

○補助金の限度額

実施主体名		補助金の限度額
自治会		20,000円
団体	利用者数 5名以上	5,000円
	” 10名以上	10,000円
	” 15名以上	15,000円
	” 20名以上	20,000円

別表2（第10条関係）

○対象経費

科目	内容
謝礼金	講師等の謝礼
消耗品費	コピー用紙、文具事務用品（ノート、鉛筆、封筒、用紙等）
印刷製本費	チラシ、資料印刷、コピー代
損害保険料	ボランティア保険、行事保険
賃借料	機材等のレンタル料
食料費	食材費等
その他	上記以外のもので、会長が特に必要と認めたもの

○対象外経費

対象外経費
事業に関する人件費 アルコール類等の食料代 その他、領収書がない等の使途が不明な経費

様式第1号（第11条関係）

補助金交付申請書

平成 年 月 日

大山郷づくり協議会会長 様

（自治会・団体名）

代表者住所

代表者氏名

印

平成 年度において、「福祉サロン等事業」を下記のとおり実施したので、補助金の交付を願いたく補助金交付取扱要領第11条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業の着手予定年月日 平成 年 月 日
事業の完了予定年月日 平成 年 月 日
2. 添付書類 事業計画書（様式第2号）
収支予算書（様式第3号）

様式第2号（第11条関係）

平成 年度 事業計画書

自治会・団体名（ ）

実施場所		1回の利用者数	名	
事業目標				
事業計画	実施月日	実施時間	利用者数	主な内容
	月 日	～	名	
	月 日	～	名	
	月 日	～	名	
	月 日	～	名	
	月 日	～	名	
	月 日	～	名	
	月 日	～	名	
	月 日	～	名	
	月 日	～	名	
	月 日	～	名	
	月 日	～	名	

様式第3号（第11条関係）

平成 年度 収支予算書

自治会・団体名（ ）

（収入） （単位：円）

科 目	予 算 額	説 明
自 己 資 金		
補 助 金		
計		

（支出）

科 目	予 算 額	説 明
計		

（注）収支の計は、同額となります。

様式第4号（第12条関係）

補助金交付決定通知書

郷協第 号
平成 年 月 日

様

大山郷づくり協議会
会 長 ⑩

平成 年 月 日付で申請のあった「福祉サロン等事業」補助金
については、金 円を交付することに決定したので通知しま
す。

様式第5号（第13条関係）

補助金請求書

金 円也

ただし、平成 年 月 日付、郷協第 号の補助金交付決定
通知書による。

上記のとおり、補助金を交付されたく、補助金交付取扱要領第13条の
規定により請求します。

平成 年 月 日

大山郷づくり協議会会長 様

(自治会・団体名)

代表者住所

代表者氏名

印

振込先金融機関	
口座番号	
口座名義	

様式第6号（第14条関係）

補助金実績報告書

平成 年 月 日

大山郷づくり協議会会長 様

（自治会・団体名）

代表者住所

代表者氏名

印

平成 年度において、「福祉サロン等事業」を下記のとおり実施しましたので、補助金交付取扱要領第14条の規定により、その実績を報告します。

記

1. 添付書類 事業報告書（様式第7号）
収支決算書（様式第8号）
領収書の写し
活動写真

様式第7号（第14条関係）

平成 年度 事業報告書

自治会・団体名（ ）

実施場所				1回の利用者数	名
事業成果					
事業報告	実施月日	実施時間	利用者数	主 な 内 容	
	月 日	～	名		
	月 日	～	名		
	月 日	～	名		
	月 日	～	名		
	月 日	～	名		
	月 日	～	名		
	月 日	～	名		
	月 日	～	名		
	月 日	～	名		
	月 日	～	名		
	月 日	～	名		
	月 日	～	名		

様式第8号（第14条関係）

平成 年度 収支決算書

自治会・団体名（ ）

（収 入）

（単位：円）

科 目	決 算 額	説 明
自己資金		
補助金		
計		

（支 出）

科 目	決 算 額	説 明
計		

（注）収支の計は、同額となります。

補助金申請に係る注意事項について

1. 別表1の団体利用者数は、年間利用者数合計を実施回数で割った人数です。
2. 補助金は、1年間/1回です。
補助金交付申請書に掲げる着手予定日から完了予定日までを1回とします。
3. 郷づくり協議会より別途受けた補助金等の使用目的が、当該事業補助の内容に合致していると判断した場合は補助金の申請をお断りします。(重複補助)
4. 他の機関より補助を受けている団体は、事業費から他機関の補助金を除いた額を限度とし補助金を算定します。
5. 決算の関係上、補助金の請求は速やかにお願いします。